

東駿河湾広域都市計画公園の変更（沼津市決定）

都市計画公園に 3・3・13 貨物駅跡地公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
近 隣 公 園	3・3・13	貨物駅跡地 公園	沼津市本字下中溝、 沼津市本交堀合、 沼津市東間門下中溝、 堂面 沼津市西間門神名	約 2.2ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

鉄道高架事業等による土地利用転換にあわせて、居住環境の向上と防災機能の強化を図るため、都市計画公園を本案のとおり変更する。

変 更 理 由

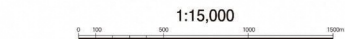
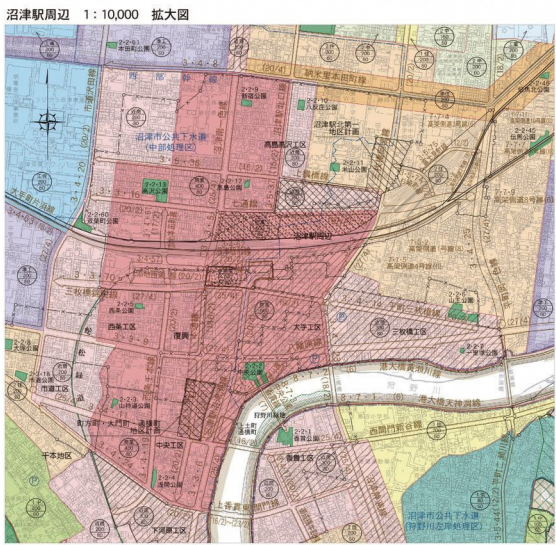
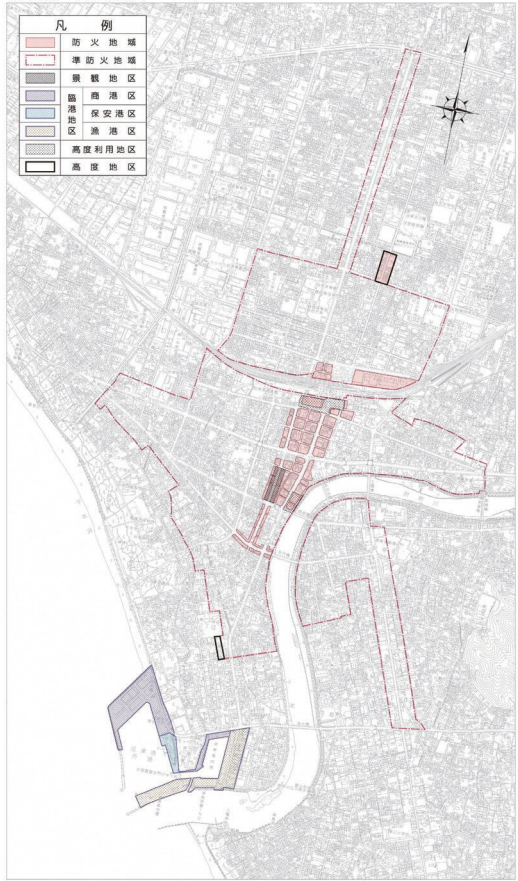
第2次沼津市都市計画マスタープラン（平成29年3月）においては、沼津駅周辺整備を中心とした中心市街地のまちづくりの整備・誘導方針に、「鉄道高架事業等により新たに生まれる土地を活かした都市構造の再構築」を位置付けており、鉄道の高架化及び沼津駅周辺の土地区画整理事業の実施により、高架下や鉄道施設跡地など新たに活用できる土地を活かし、都市機能の再配置・集約を推進することとしている。

都市計画マスタープランにおける方針を具体化するため、鉄道高架事業を中核とする沼津駅周辺総合整備事業と併せて取り組むべきまちづくりの施策の方向性を示す沼津中心市街地まちづくり戦略（令和2年3月）を策定し、本戦略において、貨物駅跡地の方策として「防災公園の整備」を検討した。。

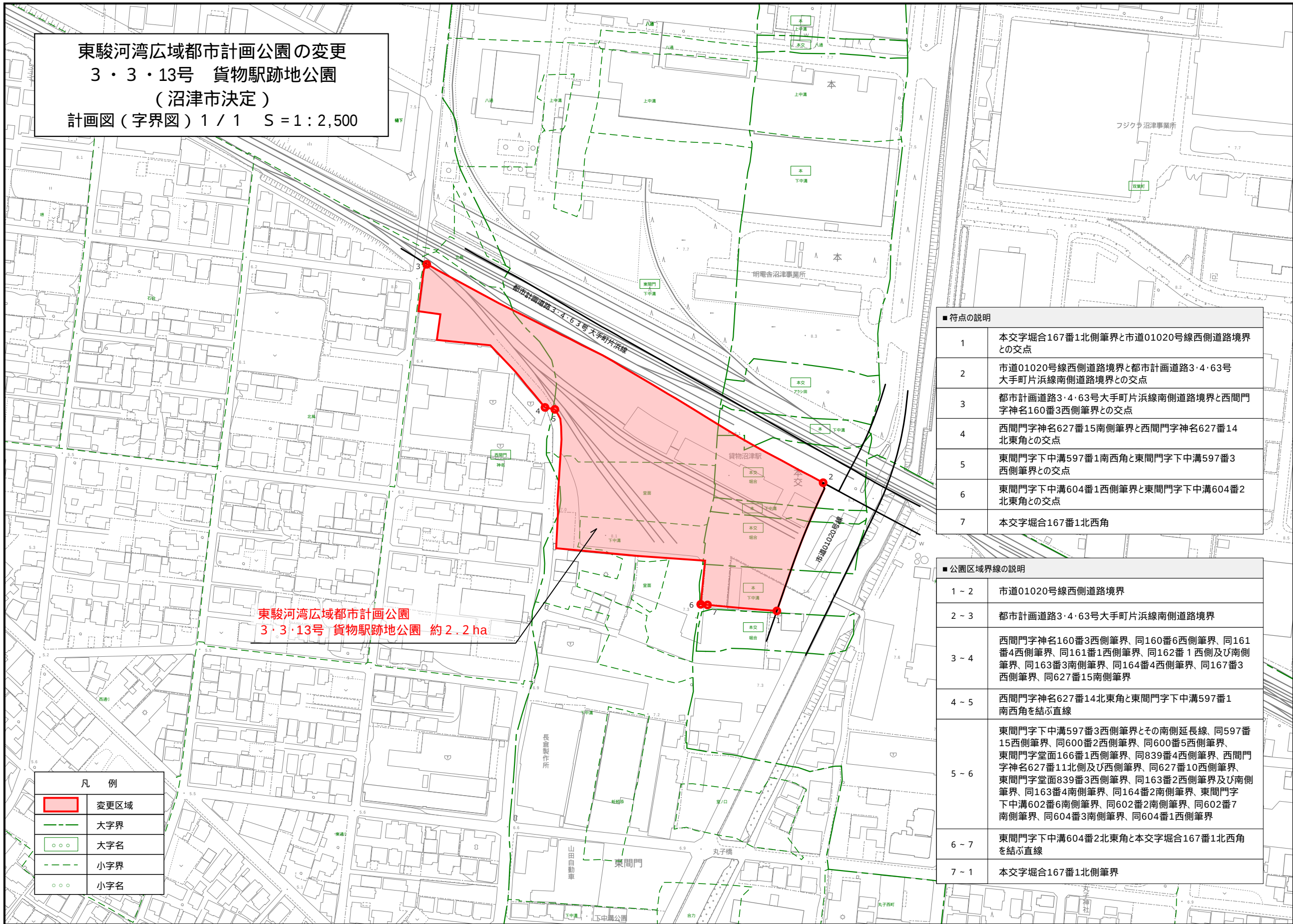
これらを踏まえ、第2次沼津市緑の基本計画（令和3年2月）の基本方針に「つくる緑」を掲げ、沼津駅周辺総合整備事業による貨物駅跡地について、市民ニーズや将来の都市像を勘案し、公園整備に向けた検討を行い、有効な土地利用を図ることとしている。また、貨物駅跡地利用の基本的な考え方を示す貨物駅跡地利用基本計画（令和6年11月）に公園整備コンセプトとして「平時・有事にフレキシブルに利用される防災・コミュニティの地域拠点」と掲げ、災害時に防災機能を効果的に発揮する防災拠点を形成するとともに、日常的な憩い・交流の場としての利用を促進し、誰もが楽しく・居心地よく過ごせる地域に根付いた公園を目指すこととしている。

こうしたことから、災害時における避難地という安全性向上の役割を担うとともに、子どもから高齢者まで多様な世代が楽しみ、レクリエーションの場や地域の憩いの場となるような公園を整備すべく、都市計画公園を変更するものである。

東駿河湾広域都市計画 沼津市都市計画総括図



東駿河湾広域都市計画公園の変更
3・3・13号 貨物駅跡地公園
(沼津市決定)
計画図(字界図) 1 / 1 S = 1 : 2,500



東駿河湾広域都市計画公園
3・3・13号 貨物駅跡地公園 約2.2 ha

凡 例	
	変更区域
	大字界
	大字名
	小字界
	小字名

■ 符号の説明	
1	本交字堀合167番1北側筆界と市道01020号線西側道路境界との交点
2	市道01020号線西側道路境界と都市計画道路3・4・63号大手町片浜線南側道路境界との交点
3	都市計画道路3・4・63号大手町片浜線南側道路境界と西間門字神名160番3西側筆界との交点
4	西間門字神名627番15南側筆界と西間門字神名627番14北東角との交点
5	東間門字下中溝597番1南西角と東間門字下中溝597番3西側筆界との交点
6	東間門字下中溝604番1西側筆界と東間門字下中溝604番2北東角との交点
7	本交字堀合167番1北西角

■ 公園区域界線の説明	
1 ~ 2	市道01020号線西側道路境界
2 ~ 3	都市計画道路3・4・63号大手町片浜線南側道路境界
3 ~ 4	西間門字神名160番3西側筆界、同160番6西側筆界、同161番4西側筆界、同161番1西側筆界、同162番1西側及び南側筆界、同163番3南側筆界、同164番4西側筆界、同167番3西側筆界、同627番15南側筆界
4 ~ 5	西間門字神名627番14北東角と東間門字下中溝597番1南西角を結ぶ直線
5 ~ 6	東間門字下中溝597番3西側筆界とその南側延長線、同597番15西側筆界、同600番2西側筆界、同600番5西側筆界、東間門字堂面166番1西側筆界、同839番4西側筆界、西間門字神名627番11北側及び西側筆界、同627番10西側筆界、東間門字堂面839番3西側筆界、同163番2西側筆界及び南側筆界、同163番4南側筆界、同164番2南側筆界、東間門字下中溝602番6南側筆界、同602番2南側筆界、同602番7南側筆界、同604番3南側筆界、同604番1西側筆界
6 ~ 7	東間門字下中溝604番2北東角と本交字堀合167番1北西角を結ぶ直線
7 ~ 1	本交字堀合167番1北側筆界

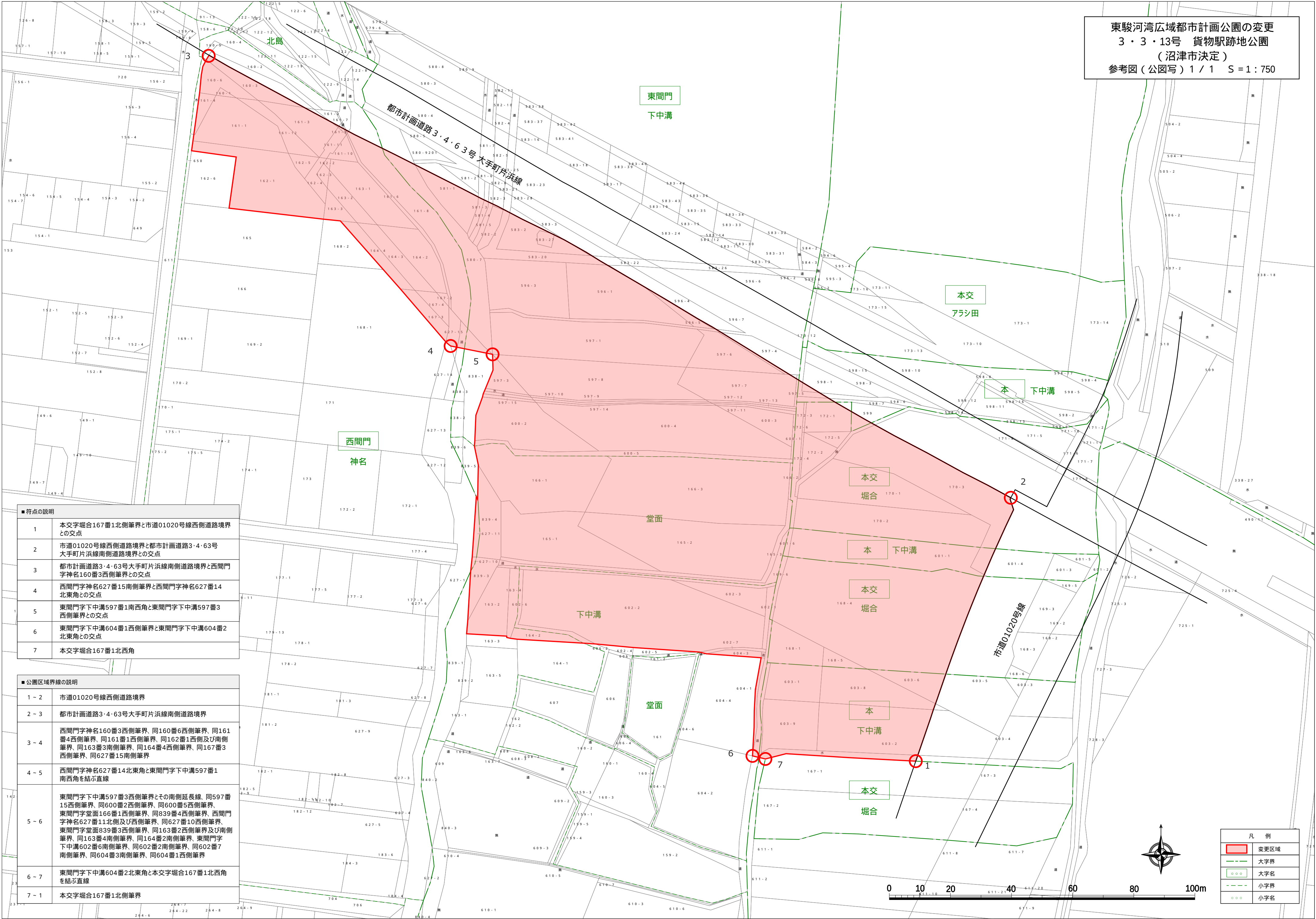
1 : 2 , 5 0 0

沼津市基本図

1:2,500

- NE274、 - NE372





■ 符号の説明	
1	本交字堀合167番1北側筆界と市道01020号線西側道路境界との交点
2	市道01020号線西側道路境界と都市計画道路3・4・63号大手町片浜線南側道路境界との交点
3	都市計画道路3・4・63号大手町片浜線南側道路境界と西間門字神名160番3西側筆界との交点
4	西間門字神名627番15南側筆界と西間門字神名627番14北東角との交点
5	東間門字下中溝597番1南西角と東間門字下中溝597番3西側筆界との交点
6	東間門字下中溝604番1西側筆界と東間門字下中溝604番2北東角との交点
7	本交字堀合167番1北西角

■ 公園区域界線の説明	
1～2	市道01020号線西側道路境界
2～3	都市計画道路3・4・63号大手町片浜線南側道路境界
3～4	西間門字神名160番3西側筆界、同160番6西側筆界、同161番4西側筆界、同161番1西側筆界、同162番1西側及び南側筆界、同163番3南側筆界、同164番4西側筆界、同167番3西側筆界、同627番15南側筆界
4～5	西間門字神名627番14北東角と東間門字下中溝597番1南西角を結ぶ直線
5～6	東間門字下中溝597番3西側筆界とその南側延長線、同597番15西側筆界、同600番2西側筆界、同600番5西側筆界、東間門字堂面166番1西側筆界、同839番4西側筆界、西間門字神名627番11北側及び西側筆界、同627番10西側筆界、東間門字堂面839番3西側筆界、同163番2西側筆界及び南側筆界、同163番4南側筆界、同164番2南側筆界、東間門字下中溝602番6南側筆界、同602番2南側筆界、同602番7南側筆界、同604番3南側筆界、同604番1西側筆界
6～7	東間門字下中溝604番2北東角と本交字堀合167番1北西角を結ぶ直線
7～1	本交字堀合167番1北側筆界

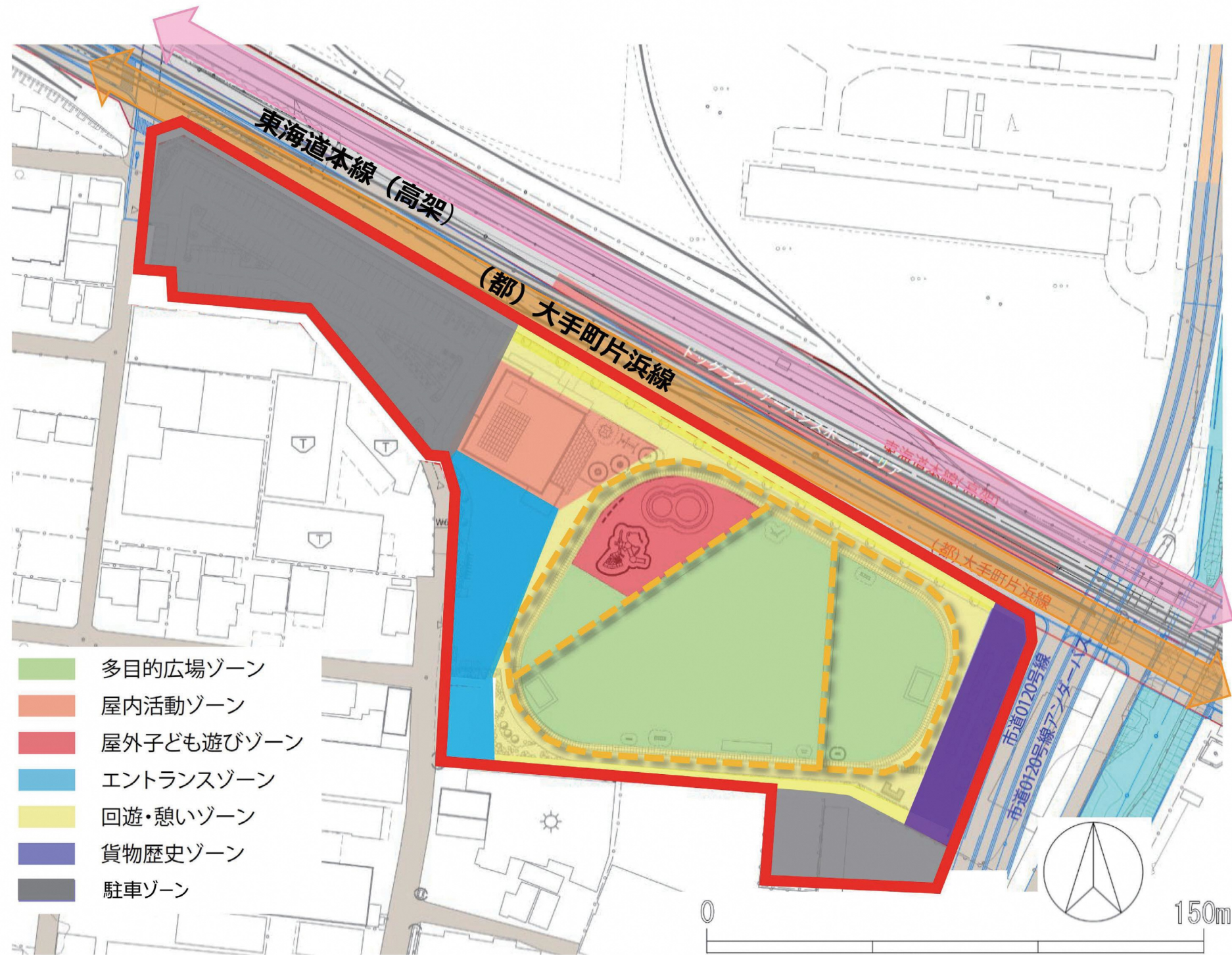
凡 例	
	変更区域
	大字界
	大字名
	小字界
	小字名

東駿河湾広域都市計画公園の変更

3・3・13号 貨物駅跡地公園

(沼津市決定)

計画平面図(参考図) 1/1 S=1:1,500



※この図は、公園整備の基本的な考え方をわかりやすく伝えるためのイメージ図であり、整備内容として確定したものではありません。

凡 例

公園区域